

社会福祉法人遠江学園 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠江学園（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、及び評議員選任・解任委員（以下「非常勤役員等」とする。）の報酬の支給について定めるものとする。

(職務の種類)

第2条 次の職務についたときは、報酬を支給する。

- (1) 評議員が法人定時評議員会及び評議員会に出席した場合
- (2) 理事が法人理事会、法人定時評議員会及び評議員会（以下「理事会等」という。）に出席した場合
- (3) 監事が監事監査、理事会等に出席した場合
- (4) 役員等が、法人の要請で、各種研修に参加した場合
- (5) その他、理事長が必要と認めた場合

(報酬等の支給)

第3条 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額（源泉徴収税控除後の金額とする。）
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、法人旅費規程に基づき、支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める

報酬等の基準として公表する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成29年度定時評議員会から、施行する。

附 則

- 1 社会福祉法人遠江学園役員等の報酬並びに費用弁償支給規程(平成20年10月1日)は廃止する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査及び理事会等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円